

国立大学法人東京農工大学テニユアトラック教員の任期に関する規程の一部改正

国立大学法人東京農工大学テニユアトラック教員の任期に関する規程を次のとおり改正する。

現行	改正	
<p>本則</p> <p>(任期等)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>2 テニユアトラック教員のテニユア付与審査について必要な事項は、前条に規定する要項に定める。</p> <p>(退職)</p> <p>第4条の2 第3条第2項に規定するテニユア付与審査の結果、テニユアを付与しないこととなり、テニユアトラック教員としての任期が終了したときは、退職とし、職員としての身分を失う。</p>	<p>本則</p> <p>(任期等)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 <u>テニユアトラック教員が、前項に規定する任期中に、国立大学法人東京農工大学職員の労働時間、休暇等に関する規程第24条第1項第6号に定める産前休暇、同項第7号に定める産後休暇、国立大学法人東京農工大学育児休業・介護休業等規程（以下「育休等規程」という。）第2条に定める育児休業又は第32条に定める介護休業（介護休業期間が通算30日以上の場合に限る。）（以下「休業等」という。）を取得する（育児休業期間又は介護休業期間を延長する場合を含む。）場合には、当該テニユアトラック教員の申出により、休業等を取得する期間の範囲内で、1年を上限として1回に限り任期を延長することができる。</u></p> <p>3 <u>前項の規定に基づき任期の延長を認められたテニユアトラック教員が、育休等規程第6条第1項各号（第8号及び第9号を除く。）又は第36条第1項各号（第4号及び第5号を除く。）の一に該当し、育児休業又は介護休業を終了した場合で、休業等の期間が、延長を認められた期間より短くなる場合の任期の延長期間は、休業等を開始した日から、育児休業又は介護休業を終了した日までの期間とする。ただし、介護休業を終了した場合で、当該介護休業期間が通算30日未満となるときは、当該介護休業期間の任期延長を取り消すものとする。</u></p> <p>4 前2項に係る手続き及びテニユアトラック教員のテニユア付与審査について必要な事項は、前条に規定する要項に定める。</p> <p>(退職)</p> <p>第4条の2 第3条第4項に規定するテニユア付与審査の結果、テニユアを付与しないこととなり、テニユアトラック教員としての任期が終了したときは、退職とし、職員としての身分を失う。</p>	

附 則（教規程第32号）

この規程は、平成26年6月2日から施行する。